

令和6年度 資格再審査 Q & A

(WEBシステム「iBss」／被保険者用)



令和 6 年 9 月作成
関西電力健康保険組合

【審査全般について】		
No	質問	回答
1	被扶養者の資格再審査を行う理由は何ですか。	健康保険では、保険料を負担している社員本人（被保険者）だけでなく、保険料を負担していない家族（被扶養者）にも保険給付を行います。したがって、被扶養者として該当しない方の分まで健康保険組合が負担すると、公平性が確保されなくなるとともに、健保財政にも大きな影響を与えることになります。 こうしたことから資格再審査は、健康保険法施行規則第50条（被保険者証の検認または更新等）に基づき、すでに認定された被扶養者が現在も扶養認定基準を満たしているか、収入などの生計維持関係を確認するために実施するものです。 ※当健保組合が行っている資格再審査のことを法令では「検認」と言います。
2	令和5年1月1日より前から配偶者と子供の被扶養者認定を受けており、昨年度まで資格再審査の対象となっていました。今年は資格再審査の案内がきていません。手続きは不要でしょうか。	令和6年度の資格再審査から、個人番号（マイナンバー）を活用した「情報連携」により、健康保険組合が全被扶養者に関する収入等の情報を行政機関等から取得し、事前に審査を行います。 その結果、「情報連携」で取得した情報だけでは扶養認定基準を満たしているか判断できない方のみ、WEBシステム（iBss）での調査対象者（以降、「WEB調査対象者」と言う。）としています。 したがって、資格再審査の案内（WEBシステム（iBss）からの実施通知メール）が届いていない場合は、審査対象外となりますので、資格再審査に係る手続きは不要です。
3	資格再審査の案内がきていないということは、被扶養者の要件を満たしているとの認識でよいのでしょうか。	被扶養者の要件を満たしているとの認識で問題ございません。
4	個人番号（マイナンバー）を活用した「情報連携」で、健康保険組合が被扶養者の収入情報を取得するとありますが、被保険者の同意は必要ないのでしょうか。	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と言う。）第14条において、健康保険組合は行政事務を実施する「個人番号利用事務実施者」とされていること、第19条において、個人番号（マイナンバー）で連携されている各機関の情報を限定して取得することができることから、情報照会における被保険者の同意は不要となります。
5	「情報連携」で被扶養者の収入情報等を取得するための条件はありますか。	健康保険組合に被扶養者の個人番号（マイナンバー）が登録されていることが条件となります。 ただし、健康保険組合に個人番号（マイナンバー）の登録はあるが、海外転出等により、国内に住民票基本台帳がない時は、情報取得不可となる場合があります。
6	健康保険組合に個人番号（マイナンバー）を届出していませんが、「情報連携」で被扶養者の収入情報等を取得することができるのでしょうか。	健康保険組合は健康保険法第197条および番号法第14条に基づき、原則として事業主を通じて加入者（被保険者、被扶養者）の個人番号（マイナンバー）を提出いただけますが、諸般の事情（届出の拒否、遅延等）により事業主から取得できない場合は、住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）経由で直接収集することができます。 よって、個人番号（マイナンバー）を届出されていなくても、健康保険組合が収集した個人番号（マイナンバー）で収入情報等を取得することが可能です。

No	質問	回答
7	「WEB調査対象者」となる条件に、「収入額要件を満たしていない」とあるが、健康保険組合が確認した被扶養者の収入金額について教えてもらえるのでしょうか。	健康保険組合が「情報連携」で得た情報を被保険者の方含め、他の方にお伝えすることはできません。よって、収入金額は被扶養者であるご家族に直接ご確認いただきますようお願いいたします。
8	健康保険組合が「情報連携」で得た情報が何かを、被保険者や被扶養者は確認できるのでしょうか。	行政機関の間で利用者本人（被保険者や被扶養者）のマイナンバー制度に関わる情報照会・情報提供が行われた記録は、マイナポータル「やりとり履歴」からご確認いただくことが可能です。 なお、当健康保険組合が情報照会・情報提供を行った記録には、「関西電力健康保険組合 適用給付」と表示されています。
9	指定された期限までに審査が完了しなかった場合、どうなりますか。	正当な理由なく、健康保険組合の指定する期限までに必要書類の提出（アップロード）等がない場合は、提出期日の翌日以降、書類提出により審査が完了するまでの間、被保険者証を無効とし療養費を不支給とします。したがって、被保険者証が無効となった期間に健康保険組合が負担した療養費がある場合は、後日、還付請求を行うことになります。
10	審査が完了しない場合は、療養費が不支給となるとのことですが、法的根拠はあるのでしょうか。	健康保険法施行規則第50条第9項では、「検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」と規定されています。これを受けて厚生局では、審査の完了しない被保険者証にあっては、検認を了しなかったことがやむを得ないと認められる者を除き、権利放棄とみなして検認期日の翌日から検認を終了した日の前日までの間の家族療養費を不支給処分とし、無効の被保険者による療養の給付を受けることはできないものとして指導されています。
【WEBシステム（iBss）へのログイン について】		
No	事象	回答
11	初回ログイン方法がわからない。	初めてログインする時は、お手元にご自身の保険証をご準備のうえ、以下5項目を入力してください。 ①保険者指定コード（全員共通）：06271225 ②記号（全員共通）：6148 ③番号：保険証に記載されている7桁の番号を入力してください ④生年月日：ご自身の生年月日を入力してください ⑤氏名（カナ）：カタカナでご自身のお名前を入力してください。 全角・半角どちらでも可能です。名字と名前の間にスペースを入れる必要はありません。 (マニュアルP1参照)

No	事象	回答
12	ユーザー I D の設定方法がわからない。	初回ログイン時に、ご自身で設定されたユーザー I D を入力してください。 ユーザー I D は以下条件のとおり、ご自身で設定してください。 <条件> ・ユーザーIDで使える文字は、半角英字、半角数字、半角記号（@ - _ , +）です。 ・6文字以上50文字以内で設定してください。 2回目以降、このIDでログインすることになるため、忘れないものを設定してください。 ユーザーIDを忘れた場合は、「NO.17」のQ Aをご覧ください。 （マニュアルP2参照）
13	ログインパスワードの設定方法がわからない。	ログインパスワードは以下条件のとおり、ご自身で設定してください。 <条件> ①a～zの英字（小文字、大文字どちらでも可）、②0～9の数字、③記号 をそれぞれ1文字以上組み合わせて「8桁以上20桁以内」で設定してください。 ※パスワードに使用できる記号は、「?!@#%&()_+」です。 ※過去5回と同じパスワードは使えません。 ※パスワードの有効期間は200日です。 ※英小文字、英大文字の組み合わせは不要です [パスワードの例：kenpo@9511] （マニュアルP2参照）
14	認証メールが届かない。	迷惑メールフォルダに入っていることが想定されますので、今一度ご確認ください。 ※迷惑メール防止の設定をされている場合、「khi_kennin@ibss.JP」からのメールを受信できるように許可をお願いいたします。
15	社給メールアドレスが登録されているがどうしても変更したい。	原則、事業主から提供された社給のメールアドレスをご登録しています。 どうしても変更が必要な場合は、お勤め先の健康保険担当箇所（メールに記載されている連絡先）にお問合せください。
16	ユーザー I D を忘れてしまった。	ログイン画面に表示されている「ユーザー I D を忘れた方はこちら」をクリックしてください。 ユーザー I D 設定画面が表示されたら、初回ログイン時に入力した各項目（氏名、生年月日等）を入力の上「ユーザー I D 確認メール送信」ボタンをクリックすると、登録済のメールアドレスにユーザー I D が送信されます。 （マニュアルP7参照）

No	事象	回答
17	パスワードを忘れてしまった。	ログイン画面に表示されている「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。 パスワード再設定画面が表示されたら、ユーザーIDを入力して「パスワード再設定メールを送信」ボタンをクリックください。 登録済のメールアドレスに、パスワード再設定用のメールが届きますので、新しいパスワードを設定してください。 ※過去 5 回までに設定したパスワードと同じパスワードは設定できません。 (マニュアルP8参照)
18	パスワードを 10 回間違えてロックがかかってしまった。	ロックがかかってしまった場合は、お勤め先の健康保険担当箇所(メールに記載されている連絡先)へ連絡してください。
【WEBシステム (iBss) への書類アップロードについて】		
No	質問	回答
19	事情があって必要書類の提出期限までに書類等が準備できない場合、どうすればよいですか。	一旦、「未提出で進める」というボタンを活用することができます。 必要書類添付画面で「未提出で進める」ボタンをクリックして「有効」を選択すると、「コメント欄」への入力が必要となります。コメント欄に「資料取り寄せ中のため、〇月〇日提出予定」のように、連絡事項を入力してください。(マニュアルP22-P23参照) 書類が整った段階で、再度「必要書類を確認・添付する」ボタンをクリックし、添付書類をアップロードしてください。 必ず、「健保への提出」まで終えていただきますようお願いいたします。
20	必要書類をシステムにアップロードしますが、アップロードファイルの形式に制限はありますか。	ファイル形式は画像ファイル J P Gまたは P D F ファイルで保存してください。 ファイルに開封パスワード等の設定は不要です。 ※Excel、Word、PowerPoint ファイルでアップロードされると、正常に開かない可能性があります。
21	アップロードするファイルの容量に制限はありますか。	システム上、5 M B 以内に設定されています。 5 M B を超過しますと、アップロードできない場合があります。
22	スマートフォンからデータをアップロードしたいが、どのような端末でも大丈夫ですか。	利用可能なスマートフォン端末はAndroid搭載端末、ios搭載端末です。 <バージョン> Safari11 以上 Chrome 最新版
23	個人情報をWEBシステム (iBss) にアップロードするとありますが、情報セキュリティ対策は大丈夫ですか。	ご利用のWEBシステム (iBss) (iBss) については、不正なアクセスに対する監視やSSI通信 (インターネット上の情報を暗号化してデータ通信を行う) による情報セキュリティ対策が講じられているため安全です。安心してご利用ください。
24	一旦、書類をアップロードした後、書類を差し替えることはできますか。	提出期限までであれば、再アップロードは可能です。 差し替えるファイルの横に表示されているゴミ箱マークをクリックし、「削除」してから再度、アップロードを実施してください。 (マニュアルP24参照)

No	質問	回答
25	追加書類をアップロードしようとしたが、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンがグレイアウトし、クリックできません。どうすればよいですか。	「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンを一度クリックされた場合は、ボタンがグレイアウトして表示されません。追加提出の際は、「保存」ボタンをクリックすれば、ファイルが更新されます。 (マニュアルP23参照)
26	調査票の入力誤りに気が付いて修正したい場合、どうすればよいですか。	アップロード画面で「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンをクリックすると「提出済」となり、入力内容の修正ができなくなります。 お勤め先の健康保険担当箇所(メールに記載されている連絡先)にお問い合わせください。
【A 扶養削除対象者】必要書類・審査について		
No	質問	回答
27	就職等で他健康保険組合に加入しているため、扶養削除対象者となったが、「被扶養者異動届(減)」に就職先の健康保険証(写)を添付することができない場合はどうすればよいですか。	扶養削除となる日を確定するため、就職先での資格取得日が記載された書類を提出してください。 例：資格情報のお知らせ、健康保険加入証明書、その他社会保険の資格取得日が分かる書類。 就職先を退職している場合は資格喪失証明書など 上記書類の提出が難しい場合は、お勤め先の健康保険担当箇所(メールに記載されている連絡先)へお問い合わせください。
28	雇用保険受給中のため扶養削除対象者となりました。雇用保険受給終了後、扶養に入れることはできますか。	かんでんけんぼすこやかWebの「家族を扶養に入れるとき」を参照いただき、「被扶養者異動届(増)」に判定表「D」の書類を添付のうえ、事業主を通じて届出を行ってください。届出後、健康保険組合で審査のうえ、手続きを行います。 なお、事由発生日(雇用保険受給終了時点)から30日以内の届出であれば遡って加入できますが、30日経過後の届出については健康保険組合の受付日(決裁日)となります。
29	すでに退職した会社で健康保険の資格を取得していたことから、資格重複の連絡を受け、扶養削除の手続きを行いました。現在は無職ですが、再度、扶養に入れることはできますか。	かんでんけんぼすこやかWebの「家族を扶養に入れるとき」を参照いただき、「被扶養者異動届(増)」に判定表「D～F等」で該当する書類を添付のうえ、事業主を通じて届出を行ってください。届出後、健康保険組合で審査のうえ、手続きを行います。 なお、事由発生日(退職日等)から30日以内の届出であれば遡って加入できますが、30日経過後の届出については健康保険組合の受付日(決裁日)になります。
【B 収入確認対象者】必要書類・審査について		
No	質問	回答
30	複数箇所で勤務をしています。すべての勤務先で発行された「給与明細書」のアップロードが必要ですか。	すべての勤務先の「給与明細書」をアップロードしてください。月々の収入等を確認のうえ、扶養削除日を確定させていただきます。

No	質問	回答
31	必要書類が令和 5 年 1 月～ 1 2 月の「給与明細書」もしくは健康保険組合が定める「給与等支給額証明書」となっていますが、「源泉徴収票」や「市町村民税課税証明書」をアップロードしてもよいでしょうか。	「源泉徴収票」、「市町村民税決定通知書」、「所得証明書」の情報はすでに「情報連携」で取得済です。給与収入については月額の確認も必要であることから、「給与明細書」もしくは健康保険組合が定める「給与等支給額証明書」をアップロードしてください。
32	「年収の壁・支援パッケージ」の「事業主証明書」と合わせてアップロードする「雇用契約書」が見当たりません。どうすればよいですか。	「雇用契約書」がない場合は、勤務先に「雇用契約書」の再発行を依頼してください。
33	「年収の壁・支援パッケージ」の事業主の証明書を入手すれば、収入要件を満たしていなくても、引き続き扶養に入れますか。	「一時的な収入変動に係る事業主の証明書」の他、「雇用契約書」と「給与明細書」もアップロードしてください。「一時的な収入変動」に該当するか否か、健康保険組合で審査を行います。 したがって、事業主の証明書さえあれば、必然的に扶養認定が継続されるというものではありません。
【C 事業収入確認対象者】必要書類・審査について		
No	質問	回答
34	事業収入確認対象者ですが、確定申告をしていません。どうすればよいですか。	確定申告をしていない場合は、「直接的必要経費申告書」（※）をアップロードしてください。 申告書の総収入額が収入限度額（年間 1 3 0 万円。6 0 歳以上の方、障害年金受給者は年間 1 8 0 万円。）を超過する場合は、申告により「健康保険組合が認める直接的必要経費」を控除することが可能ですので、その経費の裏付けとなる領収証も併せてアップロードしてください。 ※「直接的必要経費申告書」の総収入額が収入限度額（年間 1 3 0 万円。6 0 歳以上の方、障害年金受給者は年間 1 8 0 万円。）未満であれば、経費の申告は不要です。 「直接的必要経費申告書」は、WEBシステム（iBss）のトップページの「お知らせ」にも添付しています。

No	質問	回答
35	「確定申告書」の写しを紛失しました。必要書類はどうすればよいですか。	ご自身で「確定申告書」を提出した税務署にご相談ください。（「確定申告書」の写しを取得できる場合があります） 税務署に対応してもらえない場合は、「直接的必要経費申告書」（※）をアップロードしてください。 また、収入の裏付けとなる書類（通帳の写しや振込通知書等）も併せてアップロードしてください。 ※「直接的必要経費申告書」は、WEBシステム（iBss）のトップページの「お知らせ」にも添付しています。
36	確定申告をe-Taxで行いましたが、「確定申告書」に電子受付日の記載がありません。どうしたらよいですか。	申告書上部に「電子申告日時」「受付番号」がない場合は、受信通知（※）もアップロードしてください。 （参照：e-tax よくある質問 https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm） ※e-Taxを利用して申告等データを送信した場合、メッセージボックスに格納される「受信通知」により、申告等データが税務署に到達したこと等を確認することができます。
37	e-Taxで申告しましたが、控えを印刷していませんでした。どうすればよいですか。	受信通知から帳票を表示させて印刷することが可能です。 （参照：e-tax よくある質問 https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/e-taxweb/43.htm） ※e-Taxを利用して申告等データを送信した場合、メッセージボックスに格納される「受信通知」により、申告等データが税務署に到達したこと等を確認することができます。
38	扶養している子供の名義で株式投資等を行っていますが、実際に運用しているのは親である被保険者となります。それでも、子供の収入として、株式の取引報告書等のアップロードが必要ですか。	お子様の名義で取引（契約）されている場合、お子様の収入に計上されます。 したがって、お子様名義の収入確認書類をアップロードしてください。
【D 別居対象者】必要書類・審査について ※D以外の区分であっても「別居」されている方		
No	質問	回答
39	別居者を被扶養者とする場合の条件（「仕送り」等）について教えてください。	被保険者（従業員本人）から被扶養者への仕送り金額が被扶養者の収入を上回っていること、被扶養者の収入と仕送り金額の合計額が標準生計費（別居世帯が1人の場合は130万円）を上回っていること等が条件となります。 詳細は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。

No	質問	回答
40	被扶養者と令和 6 年から別居しましたが、令和 5 年は同居していました。「仕送り証明書」は必要ですか。	今回の資格再審査では、被扶養者の令和 5 年 1 月～ 1 2 月の収入と、別居であっても被保険者と生計が維持されていたことを客観的に証明するため、「仕送り証明書」(※)を確認しています。 よって、令和 5 年は同居していたため「仕送り証明書」は不要ですが、WEBシステム (iBss) では「別居」を選択し、別居開始年月を入力してください。 なお、来年 (令和 7 年) の資格再審査で引き続き別居している場合は、別居開始以降の「仕送り証明書」を確認しますので、大切に保管してください。 ※「仕送り証明書」とは、振込依頼書 (控) や預金通帳 (写) など、送金者・受取者の氏名、受取月日、送金額が確認できるもので、手渡し、預け入れは認められません。 (マニュアルP15参照)
41	自立支援施設等に入所のため、別居中の被扶養者がいます。入力方法、必要書類を教えてください。	身体障害者授産施設・精神薄弱者更生施設・精神薄弱者授産施設・老人保健施設に入所している方については、「一時的な別居の基準」に該当するため、生計維持関係を確認する「仕送り証明書」を割愛しております。 ただし、入所されている施設の「入所証明書」をアップロードしてください。 (マニュアルP15参照) 詳細は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。
42	子がボランティア活動のため海外に居住しており、被保険者からの仕送りで生活しています。入金口座が現地の金融機関のため、「仕送り証明書」は現地の言語で記載されています。そのままアップロードしてもよいですか。	被保険者もしくは被扶養者の方で和訳のうえ、書類をアップロードしてください。 ※「仕送り証明書」は送金者、受取者の氏名、受取月日、送金額が確認できる書類であれば特に指定はありません。 ただし、和訳のない書類は送金者等の確認ができないものとみなします。
43	被扶養者は学生です。学校が遠方にあるため下宿していますが、「仕送り証明書」のアップロードは必要でしょうか。	「仕送り証明書」のアップロードは不要です。 学校教育法に定められた「大学」「高等専門学校」「高等学校」卒業程度以上の教育を行う学校 (大学院・予備校含む) に在学している場合は、「一時的な別居の基準」に該当するため、学生証 (有効期限付のもの) または最新の在学証明書をアップロードしてください。 ただし、在学中に収入超過で被扶養者認定対象外となった方や就職等で扶養削除となった方が再度学生となる場合は、「一時的な別居」に該当しません。 詳細は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。

No	質問	回答
44	会社からの転勤命令で被扶養者である親と別居しています。「仕送り証明書」は必要でしょうか。	被保険者が「未婚」であれば、「一時的な別居の基準」に該当しないため、「仕送り証明書」のアップロードが必要です。 詳細は、関電健保のホームページ「すこやかw e b」→「被扶養者と離れて暮らすとき」をご確認ください。
45	被保険者が単身赴任中である被扶養者が、大学生の子供である場合、同居の学生、下宿の学生のどちらを選択すればよいですか。	会社からの転勤命令で単身赴任されている方が家族と別居している場合は「一時的な別居の基準」に該当し、「同居」とみなしています。 したがって、お子様が自宅（留守宅）から学校に通っている場合は「同居」、自宅とは異なる場所（下宿先）から学校に通っている場合は「別居」と回答のうえ、「学生証（有効期限付のもの）」または「最新の在学証明書」をアップロードしてください。
【E 情報が未取得の対象者】		
No	質問	回答
46	子供の所得情報が未取得と連絡がありました。無職の学生ですが、「所得証明書」のアップロードは必要ですか。	今年度より「情報連携」により全被扶養者の所得情報を確認しています。 お手数ですが、「令和6年度（令和5年分）所得証明書」、もしくはマイナポータルから取得できる令和6年度（令和5年分）の「税・所得情報」のPDFをアップロードしてください。 ※「税・所得情報」には氏名の表記がないため、氏名を追記してからアップロードしてください。
47	現在、被扶養者帯同で海外に赴任しています。被扶養者は、国内居住時から無職でしたが、「所得証明書」やマイナポータルの「税・所得情報」を取得することができません。どうしたらよいですか。	WEBシステム（iBss）の連絡欄に被扶養者が海外に帯同し始めた時期、職業、収入状況を記載してください。